

(平成21年9月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月及び同年5月

私は、申立期間当時、夫とともに地区の納付組合を通じて国民年金保険料を納付していたが、社会保険庁の記録では、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。当時、夫は開業医であり、経済的に国民年金保険料を払えない状態では無かったと思うので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年5月ごろに夫婦連番で払い出され、夫婦共に同年4月からの国民年金保険料の納付を行っていることが確認できる。

さらに、A町に保管されている国民年金被保険者名簿によると、申立人とその夫は、申立期間直後となる昭和50年6月から52年3月までの国民年金保険料を同年5月30日に過年度納付したと記録されており、申立期間についても、この時点で同様に過年度納付が可能であり、先に時効が到来する申立期間の国民年金保険料を納付しないまま、その後の期間の保険料を納付することは考えにくく、申立期間についてはすでに納付されていたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から62年3月まで

私の父親は、私が二十歳になった時に私の国民年金の加入手続を行い、保険料も納付してくれていた。父は金銭には厳しい人で、保険料を未納のままにしておくことは考えられない。私の父親が入院してから亡くなるまでの期間（昭和62年12月から平成元年2月）でさえ私の国民年金保険料を納付してくれているのに、その父親が元気に仕事をしていた時期（申立期間）が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回かつ12か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父親は、国民年金保険料を完納している。

さらに、申立人は、申立期間前から現在に至るまでA市外へ転出したことがなく、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の生活状況等に大きな変化はなかったものと推認され、申立期間の国民年金保険料のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 3 月から 31 年 4 月まで
② 昭和 32 年 5 月から 33 年 6 月まで

私は、申立期間①の期間にA社の和食部門の調理師として勤務していた。長兄、次兄も一緒に勤務していた。

また、申立期間②の期間にB社の和食部門の調理主任で勤務した。

両申立期間とも勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、同僚の供述及び一緒に勤めていたとする申立人の兄の厚生年金保険被保険者記録等から、時期及び期間は特定できないものの、申立人が申立期間の一部において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同社に保管されていた当時の健康保険被保険者台帳に申立人の氏名は無く、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、当該期間の健康保険の整理番号に欠番も無いなど、申立人が当該期間に厚生年金保険被保険者であったことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、同僚は、「見習い期間が3年間くらいあり、その間は厚生年金保険に加入させてもらえなかったと思う。」と供述している上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該同僚は、同人が記憶している入社日から約2年9か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人についても、事業主が申立期間について厚生年金保険に加入させ

ていなかったことが考えられる。

さらに、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 2 申立期間②については、後継企業に申立期間当時のB社の従業員名簿等の関連資料が無く、申立人は、当時の同僚等についての記憶が明確でないことから、食堂部の同僚の供述が得られなかった。

また、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立期間、被保険者であった者から、「食堂は業者委託で、従業員はB社の社員ではなかった。」との供述が得られたが、その食堂の経営者夫妻等は既に死亡し、社会保険庁にも適用事業所としての記録が無く、申立人の厚生年金保険への加入状況及び保険料控除状況等について確認できない。

さらに、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立期間②について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月2日から31年4月30日まで

私は、昭和29年4月に、A社の専務から正社員になれることを申し渡され、その年に現在の妻と婚約したのではっきり覚えている。

その時から、厚生年金保険料を給料から差し引かれていたのを覚えている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、既に廃業しており、賃金台帳等の関連資料は無く、申立人を正社員に登用したとする同社の専務も既に死亡しているため、申立人の同社での勤務開始時期が不明であり、申立人が、申立期間に、同社に在籍していたことを確認することはできない。

また、申立期間にA社において勤務歴のある同僚10人のうち5人については、「申立人の記憶が無い。」と供述している上、申立人の記憶があるとしている5人についても、「申立人と一緒に勤務した期間については覚えていない。」、或いは「私は昭和30年10月から勤務したが、その時、申立人はいなかった。申立人は31年5月ごろから勤め始めた。」と供述しており、申立人の主張内容を裏付けることができない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格取得日が31年5月1日と確認できるのみであり、申立期間中に被保険者であったことを示す申立人の氏名は無く、健康保険被保険者番号に欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。